

一般社団法人日本口腔衛生学会利益相反に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本口腔衛生学会（以下、本会という）における利益相反（Conflict of Interest：COI）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 本会は事業遂行に関する利益相反について適切に管理を行う。また、必要に応じて開示することによって社会に対する説明責任を果たすものとする。

(利益相反委員会)

第2条 本会は、利益相反マネージメントを円滑に進めていくために利益相反委員会（以下、委員会という）を設置する。

2 委員会の所管事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 利益相反状態にある会員個人からのあらゆる質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む）
- (2) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関する事項
- (3) 利益相反に関する調査、審議、審査及びマネージメント、改善措置の提案、勧告に関する事項

3 委員会の構成は口腔衛生学（口腔保健学）・予防歯科学及び地域歯科保健学ならびに社会歯科学研究等を熟知する者、利益相反マネージメントに精通する者、関連する法律や規則等に詳しい者等を含めるものとする。

4 委員会の委員数は個人情報保護ならびに秘密保持を図る観点から6名程度とし、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 編集委員会ならびに学術委員会より各1名選出する
- (2) 倫理委員会委員は委員会委員に就任できない
- (3) 委員会の委員長は学会運営に関わる利益相反がない委員が就任するものとする

(利益相反の状況を申告すべき対象者)

第3条 自らの利益相反に関する状況を申告すべき対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本会の理事長・副理事長を含む理事、監事、学会長、各種委員会（ワーキンググループを含む）委員長、編集委員会、倫理委員会、利益相反委員会および政策声明委員会の各委員、ならびに、その他理事会が必要と認めた者
- (2) 本会、ならびに本会に関連する学会や研究会等（旧・地方会）が主催する学会・総会、講演会等（以下、学会・総会等という）で発表する者（共同発表者、非会員を含む）
- (3) 本会が発行する印刷物等（以下、印刷物等という）に誌上発表する者（共同発表者、非会員を含む）
- (4) (1) から (3) の対象者の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者

(利益相反状況の申告)

第4条 前条に掲げる対象者は利益相反状況を本会に申告しなければならない

2 前条(1)に定める者（以下、役員等という）は、過去1年間における自らの利益相反に関する状況について、別に定める利益相反状況申告書（以下、申告書とする）を就任日から30日以内に提出しなければならない。また、就任1年後に改めて最新の申告を行うものとする。なお、任期中に本会活動に関わる利益相反状態が新たに発生した場合には、修正申告を随時提出することができる。

3 学会・総会等で発表する際、演題登録時から遡って過去1年間においてその発表内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、共同発表者全員の情報をとりまとめて発表代表者が申告書を提出しなければならない。

4 第3条(2)の対象者が前項に基づく申告を行った際は、発表スライドあるいはポスター等に、利益相反が存在すれば、その状態を表示するものとする。

5 印刷物等で発表する際、原稿提出日から遡って過去1年間においてその発表内容に関わる利益相反状態として開示すべき事項がある場合には、共同発表者全員の情報をとりまとめて発表代表者が申告書を提出しなければならない。

6 第3条(3)の対象者が前項に基づく申告を行った際は、口腔衛生学会雑誌投稿規程に従い、利益相反状態を明示するものとする。

7 第3条(4)の対象者については、利益相反状態に該当する場合のみ申告書の提出を求めるものとする。

(申告書及び情報の取り扱い)

第5条 提出された申告書は理事長の監督の下、本会事務局において受理後3年間保管する。

2 保管期間が終了した時、理事長の判断にて申告書を破棄処分する。但し、第6条にて定める事由が発生している際は理事会の承認の下、当該対象者の申告書の破棄処分を保留することができる。

3 申告書は、特定の利益相反状態・行為に係る問題につき、社会一般からの信頼を保持すべく本会が説明責任を果たすべき状況が生じた場合にのみ、理事会の承認の下、原則として理事長、及び委員会委員に対してのみ開示される。

(利益相反行為および不正申告の審議)

第6条 委員会は、前条第3項に該当する場合、必要な調査と聴聞を行い、理事会へ答申する。理事会は委員会からの答申を受けて、違反者への措置を次のとおり決定することができる。

(1) 本会が実施するすべての学会・総会等での発表禁止

(2) 本会の印刷物等への論文掲載禁止

(3) 本会の理事(理事長・副理事長含む)、監事、代議員、学会長、委員会・ワーキンググループ委員への就任禁止

(4) 本会会員資格停止、あるいは入会の禁止

(5) 本会会員から除名することについて、定款第16条に基づき社員総会へ議決を求めること

2 前項において、理事及び委員会の委員が当該対象者である時、その者は審議、諮問、答申等に関与してはならない。

(不服申立)

第7条 前条の措置を受けた者は本会に対し、措置決定日を基準として30日以内に不服申立を行うことができる。

2 不服申立の審査請求を受けた場合には、理事長は不服申立審査委員会(以下、審査委員会とする)を設置する。

3 審査委員会は理事長の指名する本会会員若干名と外部委員1名以上により構成し、委員長は委員の互選で決めるものとする。なお、委員会委員は審査委員会委員を兼務することはできない。審査委員会は審査請求を受けてから30日以内に委員会を開催及び審査を行い、答申書を審査請求受領後60日以内に理事長へ提出する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、社員総会にて議決し、会員総会に報告する。

附則

1 本規程は平成27年5月27日から施行する。

2 施行日から平成28年度定時社員総会終結時までを暫定期間とする。暫定期間における本規程違反者に対する措置は行わない。

3 本規程は平成29年5月31日から施行する。

4 本規定は令和4年5月13日から施行する。